

後漢順帝期の人事制度改革について

中本 圭亮

はじめに

後漢順帝期（一二五—一四四）は後漢後半百年の始まりの時期にあたる。この時期は、続く桓帝・靈帝・獻帝期に比べ、研究対象となることは少ない¹⁾。しかし順帝期は孝廉史上、画期とみなされる陽嘉元（二三二）年の孝廉改革（以下、孝廉改革と略称する。）が行われた時期でもある。孝廉は、察舉（所謂、「郷舉里選」）。以下、「察舉」を用いる。）の中でも、毎年行われる常科であり、最重要科目で、人材登用の根本制度である。かかる制度の改革は、政治・社会史上の諸問題を正確に把握する上で欠かせない。さらに順帝期の人事制度の解明は、和帝・安帝・桓帝・靈帝期の政治問題はもとより、刺史の「行政官化」²⁾問題や軍制上の問題³⁾を考える上でも意味があるろう。本稿では、後漢の人事制度の再検討を通して、後漢の官僚制度の一端を明らかにし、

また後漢史の中での順帝期を再定義する為の、一つの指標を示すことを目的としたい。なお本稿では、第一章で研究史整理、第二章で辟召制、第三章で陽嘉の孝廉改革、第四章で官吏選考について、それぞれ考察を加える。また煩雑になるのを避けるため、『後漢書』の引用については、本紀・列伝以下の情報のみ記すこととする。

第一章、研究史整理

後漢の人事制度と一口に言っても、いくつかの種類があるわけだが、重要な要素をあげれば、「官吏登用制度」、「辟召制」、「徵召制」、及び「官吏選考」であろう。官吏登用・辟召・徵召は、厳密には異なるが、「選舉」で言えば、「舉」にあたり、官吏選考は「選」にあたる。本稿では、官吏登用制度のうち孝廉について、また辟召と官吏選考とを論述

の対象とするが、それぞれテーマごとに研究が進められ、研究成果も膨大なものとなっている。よって孝廉、辟召、官吏選考のそれぞれに研究史を整理しておきたい。

まずは孝廉についてであるが、孝廉も含めた官吏登用制度全体については、福井重雅^⑤によって研究が深められているので、ここでは特に孝廉改革に関わるものについて整理する。

左雄の一言に基づく陽嘉元年の孝廉改革は、人事制度研究^⑥の上で日中ともに言及されることが多い。改革の内容については、限年制（年齢制限）、課試制（試験）、覆試制（再試験）の二本柱によって成り、被察举者の質の低下の改善や門閥化傾向抑止の政策として、意味を有すると理解される。以下、主立った研究の特徴をまとめる。

まず黄留珠^⑦は、「限年・考試の制」として理解し、刺史・太守國相による孝廉制度の腐敗に対する改善策が孝廉改革であったと理解する。

陳茂同^⑧は、三本柱のうち限年制を重視し、地方の大姓の権力拡大、選挙請託に対応するための改革であったとする。閻步克^⑨は、課試制を重視し、孝廉が、本来の「孝」と「廉」ではなくなり、経学の知識や文書作成の技術が求められるようになったとする。

また福井^⑩は、限年制・課試制が行われたとして理解する。

陽嘉の孝廉改革について、前後の政治状況も含めて巨視的観点から評価したのが東晋次^⑪である。東の指摘は特に重要であると思われる。その要点をまとめれば次の如くなる。すなわち、①地方社会における大姓・農民反乱が多発していた。②これら腐敗の根本原因は地方長官たる太守・県令にある。③また刺史は監察を怠り、三公は不適格者たちを「一等上の辟召」によって官界にとりたてる。④一方で彼ら太守・令長の不正も甚だしい。⑤当該時期、外戚・宦官・豪族の選挙請託によって孝廉は制度として壊乱状態にあった、とするものである。

この状況に対して、地方社会を立てなおすためには、太守・県令に適任者を得ることが必要であり、孝廉制度を立てなおすためには、選挙請託を防がなければならず、「限年制」、「課試制」を実施する必要がある。とその意義を規定している。なお東は限年制・課試制の二本柱として理解している。

東の孝廉理解における①、②、④については、指摘通りの状況であったと考えられる。しかし③の孝廉改革までに辟召制が隆盛したとする点、⑤の刺史・太守・県令の人事権、外戚・宦官・豪族による選挙請託の理解については若干疑問が残る。辟召については本論で検討するとして、刺史、太守、県令人事の選考については、後漢の人事制度上、

孝廉改革によつては、直接的な改革に繋がらない⁽¹⁾。また少くとも宦官による選挙請託については、「徵召」の形態で行われることが指摘されている⁽²⁾。東の指摘する如く、孝廉改革による最重要課題が、地方社会の混乱を解消することにあつたとするならば、刺史・太守の人選を厳しくする方が、直接的効果があるのではないだろうか。

続いて辟召制の研究史について整理する。辟召に関する研究は古くから存在する。後漢において重視される辟召は「中央辟召」(以下、本論で用いる辟召は中央辟召を指すものとする)⁽³⁾である。辟召は準人事制度とされ、基本的な人事制度である孝廉の体系とは異なる。ただ孝廉は、同じ察举科目の「茂才」に比べ、昇進の際のルートが煩雑になるし、その茂才ですらも、時期が下るにつれて、拒絶の対象となり、徵召や辟召が重視されるようになる⁽⁴⁾。この辟召の意味が、後漢においてことさら重視されるのは、被辟召者の高官就任の事例が多いことによる。また「門生・故吏天下に偏し⁽⁵⁾」との文言に象徴される社会状況を作り出した制度的要因となつたとされるのが辟召制であつた。そして漢魏交替の際にもこの制度が効果的に活用された⁽⁶⁾。

この辟召制研究で基礎的かつ最重要なものは、永田英正の研究である。永田は「公府辟召↓掾屬↓高第↓侍御史↓刺史」というエリート・コースとしての辟召のモデルを提

示した。この辟召による昇進の優位性は明帝期からみえ、後漢後期に定着したと理解する。

これに続く研究として福井、西川利文⁽⁷⁾があげられる。いずれも永田の理解を継承しているが、辟召の定着期については若干見解が異なる。福井は、永田同様、後漢後期として理解する。一方、西川は定着期については「遅くとも章帝期」とし、また辟召によつて急速に昇進できるようにならだした時期については「順帝期頃」とする。

問題となるのは先の孝廉改革の問題でも疑問視した、辟召の定着期についてである。現在、収集し得る事例の上では、辟召事例は各時期に確認でき、順帝期以降一挙に増加する。しかし概ね順帝期より前に定着していたとされ、順帝期は弊害が具体化した時期と理解される。だが史料の根拠が曖昧であり、再検討の必要性がある⁽⁸⁾。

最後に官吏選考について研究史をまとめる。官吏選考については、具体的に扱つた研究はそれほど多くはない。主な研究としては紙屋正和⁽⁹⁾をあげることができる。紙屋は、三公と尚書の官吏選考の権限について言及し、三公府が人選を行うに足る機関であつたと理解する。また後漢後期になればなるほど、前漢と異なつて諸々の責任を負わなくなつていった点もあわせて指摘している。

かかる認識については、渡邊将智等とも共通するもので

あろう。⁽²⁶⁾ただ、もう一步踏み込んで、三公府が官吏選考を充分に果たしうるに足る機関と化した時期について検討する必要があるように思われる。

以上、研究史を簡単に整理した。その上で、本論で検討する問題点について、要約すれば、次の通りである。①陽嘉の孝廉改革における左雄の意図は何であったのか②辟召制定着の時期はいつか③三公府が官吏選考を充分に果たし得るに足る機関と化したのはいつか、である。これら各種の人事制度を、個別的にはなく総合的に連関させて、一つの流れの中で把握する必要があるだろう。

第二章、辟召制

(一) 辟召制浸透の時期

研究史整理で触れたように、辟召が重視されるのは「公府辟召→公府掾屬→侍御史→刺史」の昇進ルートが出現、顕在化したことによる。辟召それ自体の事例は、かなり古くから確認できる。⁽²⁷⁾しかし辟召を経た者の事例が単発的ではなく、かつ上記のルート、もしくは近似のルートを経て、高官にいたるケースが見られるようになるのは、それほど早くはない。また侍御史や、後に侍御史から選ばれるようになる刺史が、本来の職掌に加えて有事出軍の際、督察す

べく派遣されるようになるのは安帝期以降であるから、その点においても、重視すべきは安帝以降の事例とすべきである。

後漢に於いて上記ルートを経て宰相たる三公に至った最初のケースは、橋玄、种暲、楊秉の三人である。それぞれの経歴を確認してみよう。

まず橋玄は『後漢書』本伝では、経歴が判然としないが、『蔡中郎集』巻一「故太尉橋公廟碑」⁽²⁸⁾によって詳細な経歴を知ることができる。

司徒府に辟召されて侍御史となり、一度罷免されたあと、上公の大將軍に再度辟召されて侍御史となったが、旬月にして涼州刺史に遷ったという。「大將軍梁公」に辟召され、「羌夷匪茹し、隴・漢を震躍」したというから、辟召されたのは陽嘉三（一三五）年前後の事と思われる。⁽²⁹⁾

続いて种暲については、順帝の末年に侍御史となつてい

るから、辟召されたのは、それより以前の時期となる。⁽³⁰⁾また楊秉は「年四十餘」で司空府に辟召されたという。楊秉の生没年は永元四（九二）年から延熹八（一六五）年と推定されるから、辟召された時期は順帝の永建六（一二二）年から永和五（一四〇）年の間と思われる。司空府に辟召された後、侍御史、刺史と遷っている。

以上確認したように、「公府辟召→公府掾屬→侍御史→

刺史」のルートをとどつて高位に至るケースが見えるのは順帝期の中頃から後半頃にかけてである。これ以前に見られる辟召のケースは、極めて単発的であり、また最終的に高位高官に至るわけではないし、経歴そのものが判然としないような事例ばかりである。一方、この三者のケース以降、近似的昇進ルートを経て高位高官に至るケースが多々確認できるようになる。この三者のケースは、その後の経歴を見るに、中原地域の鎮撫にあたるケース、いわゆる辺境の軍事指令官となるケース、すなわち文官的ケースと武官的ケースとがともに見えており、特殊ケースではない。このように制度的に重要な意味を持つ「辟召」が実施されたのは、順帝の治世においてである。陽嘉元年の段階では、辟召制の弊害が現れているとまでは見なし難い。寧ろ事例のあらわれ方からみて、陽嘉の孝廉改革と前後して辟召制が重要な意味を持つて定着したと考えるべきではないだろうか。

(二) 侍御史選考方法の一本化

辟召の問題とあわせて、辟召とは切り離せない侍御史について触れておく。侍御史は先に述べたとおり、辟召され高第に挙げられて後、就任するポストであり、刺史は侍御史より選ばれる。また侍御史それ自体、有事の際に諸州郡

の兵を率いて討伐にあたるなど、後漢においてはきわめて重要な官職であった。

この侍御史の任官方法については『漢儀』等の制度に関する史料に見える。それは概ね同系統の史料と考えられるが、最も情報量が多く、後漢の制度について言及していると思われる蔡質の『漢官典職儀式選用』に、

公府掾屬の高第もて之に補す。初め守を稱し、滿歲して真に拜さる。

とある。「公府掾屬高第もて之に補す」という選任方法は前漢より確認でき、後漢へと継承されたものと思われる。また任官されて一年の間は守侍御史と称す、すなわち仮に任官された状態で、一年の後、正式に任命されるという。

蔡質は後漢靈帝の頃の衛尉であり、桓・靈帝以前の後漢及び前漢も含めた漢の制度全体について論じており、後漢後期の認識でも、両漢通じて宰相府の掾・屬の高第から選任されていた、という理解であったのだろう。

選任対象について、他の方法があった事を示す史料として、『太平御覽』卷二二七・職官部二五「侍御史」の項に引かれる司馬彪の『續漢志』がある。そこには、

公府掾屬の高第を以て之に補す。或いは牧守・議郎・郎中もて之と爲す。

とあり、かかる侍御史の選任方法の理解については、『後漢書』に見える事例からも裏付けられるし、また先行研究の理解も、この枠を超える事はない。

一方、注目されるのが少ない史料として『通典』巻二四・職官六「侍御史」の項の記事がある。『通典』にしか見えない箇所を引用すれば次の通りである。

順帝復た他選を絶ち、専ら宰士を用い、三欽有れば、三府各おのり、舉劾案章す。事大小と無く、尚書は受成するのみ。威烈赫奕とし、敢へて之を犯すもの莫し。

侍御史の選任方法は、『通典』も含めて、各種の制度史料で述べられているように、「公府掾屬の高第」から選ぶ場合と、かつて刺史や太守であったもの、もしくは議郎や郎中から任官する場合があった。しかし順帝の時代に、侍御史の任官方法を「公府掾屬の高第」から選ぶ方法に一本化したとする。なお公府の「舉劾案章」以下、「尚書受成」までの手続きは、当該期の、官吏選考の基本的手続きと同

じである。

前漢では宰相府掾屬の高第より任官するという選任方法であったが、後漢に入ると、刺史・太守経験者や議郎・郎中から選任されるケースも出てきていたようである。刺史・太守経験者や議郎・郎中から選任される事例が確認できるのは、『通典』の述べる通り、「他選を絶ち、専ら宰士を用いた」という順帝期以前のことである。

以後、次章で引用するが、同年閏十二月辛卯の詔に見えるように、刺史および郡太守の人事権が三公府に委任されたこと、「詔」等公的な文書にも見えるようになる。⁽¹⁾

先に触れた辟召における昇進ルートで、侍御史は三公の幕僚から公的な地位に遷りかわる重要な位置にあった。⁽²⁾ 刺史が侍御史より選ばれる事例が多い点と併せて考えるならば、この詔の意味合いは、単なる・刺史・二千石人事問題では留まらなくなるであろう。

本章で確認した点を要約すれば次の如くなる。①人事制度上、重要な意味を持つエリート・コースとしての「辟召制」が行われはじめるのは順帝期と推定されること。②辟召制にかかわる侍御史の選抜方法や、その選考を行う三公への人事権の委任および権限の所在がことさら確認されだすのも順帝期であった。

かかる変化が見いだせる時期に行われたのが陽嘉の孝廉

改革であった。次節ではその孝廉改革について検討を加えたい。

第三章、陽嘉の孝廉改革

(一) 概観

本章では順帝期の人事制度改革について検討する。前章で確認したように、陽嘉年前後に人事問題に関する制度的変化が確認できる。よってこれらの変化とあわせて、この改革の意義を捉え直す必要があるだろう。

なお本上言で対象としている「孝廉」は、毎年定数を察挙する常科についてである。孝廉の察挙権は大將軍・三公・九卿および州刺史・郡の太守、國相が有していた。福井重雅の試算によれば、和帝時代には郡國の孝廉だけで、二百六十に近い数が毎年察挙されていた。大將軍・公卿の年ごとの察挙数は判然としないが、大將軍・三公の場合、茂才・廉吏が一名と二名、九卿は廉吏が一名ないし二名であるので、孝廉についても、公卿の察挙総数は年間二十名に満たないものと思われる。

具体的に陽嘉の孝廉改革について検討していく。基本史料となるのは『後漢紀』卷十八「順帝紀」陽嘉二年四月條「左雄附伝」、『後漢書』卷六「順帝紀」陽嘉元年十一月條

及び列伝五一「左雄伝」である。それらによってその概要を確かめたい。

詔發布に至るまでの経緯は、本伝に「陽嘉元年、太學新成」との文言があり、その記事に続いて、孝廉改革に関わる上言がなされている。左雄の上言の時期は、陽嘉元年の太學新成後、すなわち八月丙辰（二日）⁽⁹⁾後、陽嘉元年十一月辛卯（二八日）の詔發布より前であったことが判る。続いて具体的な上言内容について確認する。左雄伝には、

郡國の孝廉、古の貢士、出でては則ち宰民たりて、風教を宣協す。若し其れ面牆なれば、則ち施し用うる所無し。孔子曰く四十にして惑わずと、禮稱すらく強仕と。請うらくは今より孝廉年四十に満たざれば、察舉するを得ざれ。皆な先ず公府に詣らしめ、諸生には家法を試し、文吏には賤奏を課し、之を端門に副し、其の虚實を練り、以て異能を觀、以て風俗を美とせん。科令を承けざる者有れば、其の罪法を正さん。若し茂才異行有れば、自ら年齒に拘わらざるべし。

とある。この上言から見いだせる孝廉改革の特徴を挙げれば次の通りである。まず陽嘉の孝廉改革の大前提が「郡國」の孝廉科に限定されている点である。公卿・刺史の察挙は

対象となっていない。

特徴は大きく三点あり、一点目は郡国孝廉の察舉に際して、「限年四十以上」すなわち限年制の導入を、また二点目は「諸生通章句、文史能牋奏」すなわち課試制の導入を提唱している点である。そしてこれを三公府においてとりおこなわせた。三点目は、「副之端門」である。これは一般に「覆試制」と言われ、尚書臺による「再試験」として理解される。三点目については、後で詳しく検討する。なおこれに付帯して、「茂才異行」の者は限年制に抵触させない旨、加えられている。

—この上言の結果が本紀六「順帝紀」陽嘉元年十一月辛卯條に見える詔、すなわち、

辛卯、初めて郡國に令して孝廉を挙げしむるに、年四十以上限り、諸生は章句に通じ、文史は牋奏を能くして、乃ち選に應ずるを得しむ。其の茂才異行、顔淵・子奇の若きもの有れば、年齒に拘らず。

である。この詔に見える通り、左雄の上言がほぼ納れられたものとなっている。限年制、課試制および限年制に対する付帯条件も納れられた。課試を行う機関と、所謂「覆試制」については、この詔からは実際に行われたか否かは判

別できない。

以上が、孝廉改革の概要であり、以下、具体的に検討していく。

(二) 限年および課試について

従来、陽嘉の孝廉改革で最も重視されるのが「限年制」である。年齢に関する具体的な数字が提示されて議論されるのは、左雄が初めてである。しかし被察舉者の年齢の若年化が問題視されるのは、和帝期より確認できる。和帝期以来しばしば議論されていることから判るように、限年制は孝廉改革の特徴の一つといえる。この限年について、それほどの効力が無かったと見るむきもある。ただしその根拠となっている事例は、あくまでも生没年がはっきりしている者であること、更にそれらは列伝に記述が残るほどの者であるから、「茂才異行」有りとなされた者が当然多く含まれていること、かつ史料の残存状況からいって、靈帝期の事例が多くなっていること等を考え合わせれば、必ずしもその見解は妥当とはいえない。限年について言えば、順帝の末年までは、ある程度の拘束力をもって運用された⁽²⁾と解するのが妥当であるように思われる。

あるいは「茂才異行」のものについて「年齒に拘らず」という付帯条件は、制度的抜け道とされることがある。た

だこれは左雄自身の上言の段階より付け加えていることである。左雄の意図としては、限年それ自体を重視したものではなかった、あるいは制度的抜け道になるかもしれない「年齒に拘らず」の付帯条件を加えても、改革の目的は達成し得るといふ打算があつたのであろう。とすれば左雄の上言の他の部分に注目することによつて、改革の意図や、付帯条件があつても、それをクリアできると考えたし、かけが見いだせるはずである。

それでは課試制についてはどうか。孝廉郎に対する課試は、左雄の改革以前にまったく無かつた、というわけではない。⁽⁵⁾ 代表的な例が胡廣である。胡廣は安帝の時、孝廉に察舉され、その後、洛陽に至つて試験を課され尚書郎となり、尚書、尚書僕射と昇進している。⁽⁶⁾ これは尚書郎の選抜に関わる問題であるから、注意を要する。⁽⁷⁾ 孝廉の被察舉者がみな試験を課されていたようにも見えるが、判然としな⁽⁸⁾い点が多い。ただ課試制は、限年制とは異なり、陽嘉の孝廉改革以降制度的に定着し、後漢を通して維持されたことは確かである。⁽⁹⁾

課試制が、陽嘉の改革以前と以後とで変化した点は、察舉後、三署に配属される前に、課試を行うこと、また課試を三公府がとりおこなうこととして明文化した点にあつたと思われる。

(三) 「副之端門」

続いて「覆試制」の根拠とされる箇所について検討する。まず端門は何を指すのか。端門は宮城の南門のことで、御史臺を指す場合もあるが、後漢においては、一般的には尚書臺を指すとされる。

問題となるのは、「副」もしくは「覆」であろう。「副」字を文字通り解釈すれば、正書に対する副書である。しかし吉川忠夫や渡邊義浩の『後漢書』の訓注、訳注においてもそうであるように、一般的には尚書による「再試験」として理解される。⁽¹⁰⁾ もともと「副」ないし「覆」をめぐつては二つの考えがある。

一つは、胡三省の解釈である。『資治通鑑』卷五一の当該部分に、

宮の正南門を端門と曰う。尚書は此に於いて天下の奏章を受け、擧げられし者をして公府に詣り課試せしむ。副本を以て之を端門に納れ、尚書之を審覈す。

との見解を示しているのがそれである。胡三省は、三公が課試した上で、その結果を副本として尚書臺に送り、尚書臺がその課試の結果を「再審査」すると理解する。

もう一つは惠棟の解釈で、『後漢書補注』において、「端

門に副すとは、之を覆試せるなり」としている。これは列伝五一「黄瓊伝」にみえる「(左) 雄の前議吏を擧ぐに先ず之を公府に試し、又た之を端門に覆す」との記事をうけての理解と思われる。黄瓊伝については第四節で検討するが、「端門」に対しては「覆すことしか書かれておらず、これのみで端門における「覆試」再試験」と断定することはできない。

覆試制の実態を考える上でも、改革翌年、改革後初の孝廉における違反者摘発の状況から考察を加えてみたい。改革後、早速、違反した太守等が摘発されるが、罪状は「擧を謬るに坐」したことであった。

事件の顛末は次の通りである。廣陵郡の孝廉徐淑が歳四十以下であったが孝廉に察擧された。尚書郎が詰問するも「年齒に拘らず」の付帯条件を持ち出された。これに対して左雄が詰問し、徐淑が本郡に還されるといふものであった。徐淑は「孟氏易・春秋・公羊・禮記・周官」に通じていたとされる人物で、後に茂才にあげられる。少なくとも経学の修養という点では問題はなさそうである。また尚書臺で「再試験」されたわけでもない。おそらく試験それ自体では、不適格とするわけにはいかなかったのである。本郡に還されることになった左雄とのやりとりも、

(左) 雄之を詰して曰く「昔顔回一を聞いて十を知る。孝廉一を聞いて幾つを知る邪」と。淑以て對ふること無し。(列伝五一「左雄伝」)

といったものであった。この経緯を見る限り、ある種の強引さを感じないわけではない。胡廣等反対派の太守等を一掃することが目的であったかのようによすら、思えるほどである。これに続く「唯だ汝南陳蕃・潁川李膺・下邳陳球等三十餘人のみ郎中を拜するを得」との記事は、顔ぶれを見る限り、所謂「黨錮」の關係者が多く、范曄の意図も含まれているようにも考えられるが、注目すべきは「三十餘人」もが「年齒に拘らず」の付帯条件をクリアしていることである。単純に考えて全体の一割強が限年に抵触するも察擧されているのである。この割合は多いとは言えないかもしれないが、しかし施行の最初期の段階で、これほどの数にのぼるといふことはやはり違和感を感じずにはおれまい。限年制に重きを置くのであれば、より徹底した結果となつたはずである。その点から言つても、限年制それ自体に重きが置かれていたわけではないことを感じさせる。

さらにこれによつて処罰されたのは、察擧者にあたる太守のみであったことである。胡廣等が罷免された陽嘉一年、太尉と司空が交替しているが、太尉龐參は災異、司空王龔

は地震を理由にそれぞれ策免されており、孝廉の審査の責任を負ったものではなかった。

以上みてきたように、覆試制の根柢は不明瞭であり、徐淑の事件を見る限り、「再試験」した形跡はうかがえない。また太守・國相の察挙権に対して、三公による試験、尚書による審査が加わることによつて間接的に介入が可能となつた。官吏選考の手續きとも関わるが、三公の課試に対する、結果報告であつたり、再審査であつたりが尚書の役割であつた点を考えれば、ここでだけ、尚書が「再試験」という手續きをとつたとは考えにくい。

（四） 孝廉改革に対する反発

本節では孝廉改革の詔發布の前後におこつた、改革に対する反発について確認する。結果的に、これらの反対意見は納められることはなかつたが、反対派の論点を検討することによつて、前節までに検討してきた諸問題・解釈に対する補足となると考える。

孝廉改革に対する反対意見は主に三種あり、一つが尚書僕射胡廣・尚書郭虔・史敞等が連名で駁したものである。もう一つが太史張衡による対策である。また少し間があつて尚書張盛による是正案が提出される。

まず胡廣らの駁について確認する。列伝三四「胡廣伝」に、

竊かに見るに尚書令左雄の議、郡孝廉を擧ぐるに、皆
 年四十以上に限り、諸生には章句を試し、文吏には
 牋奏を試さんとす。明詔あつて既に許し、復た臣等を
 して與に相參するを得しむ。：蓋し選舉は才に因り、
 定制に拘ること無かれ。

とみえる。これは左雄の上前後、詔が發布される前に行われた議論である。議論の対象となつてゐるのは限年制と課試制についてである。内容は、周より前漢に至るまでの故事を引いた上での、引用部分の意見へとつながる。批判対象としてゐる部分は特定し難いが、察挙における「定制」化を阻止しようとするものであつた。具体的にみていけば、限年制はこのとき初めて実行されたので、胡廣等の批判する所に理由が無いわけではない。

さて胡廣の主張は二点で、一点目は、故事を引いて「試章奏」と「試牋奏」の否定、すなわち課試制への批判である。ただ課試制は限年制が崩れた桓帝・靈帝の時代にも厳然として継続しており、制度として徹底させていたのか、限年制の辿つた結果とは異なる。また意図したかは不明だが課試制における三公と尚書の役割・責任問題については触れていない。三公や尚書の責任問題は、批判の余地がないからこそ、半ば議論のかみあわない内容となつたのであ

ろうか。

二点目は、「百官に宣下」すなわち公卿會議に付すことを要求している点である。この点について東は、公卿會議に付されたならば、左雄の上疏は否定されていたであろうとの見解を示している。あるいは東をはじめ、一般的に言われる、順帝と左雄の二人によって強固に推し進められた改革、という認識は正しいのであろうか。

史料上にあられる孝廉改革の批判者は、初期は尚書僕射胡廣以下の尚書臺の者と、張衡のみである。また公卿會議に付されたとして、これが否定される可能性があるのならば、官僚層の強固な反対があったことが前提となる。そういう場合、例え公卿會議に付されなくとも、駁議の権限がある高級官僚による批判の形跡が見られるはずであるが、そういった形跡は確認できないのである。

続いて張衡の批判について検討する。張衡による批判は、『後漢紀』卷十八「順帝紀」陽嘉二年五月庚子條にある。この時、災異が頻発したことから、詔問が下された。『後漢紀』には何名かの対策内容が載せられているが、有名なものは天下第一とされた李固の対策である。『後漢書』でも李固の対策のみ取り上げられているが、これと同時期の対策である。

張衡の批判点で、胡廣らと同じ点は、課試制の「家法を

試」すことに対する批判である。胡廣らよりも論旨ははっきりしており、本来の孝廉科における德行重視の方針に立ち返るよう求めている。また胡廣らと異なり限年については触れていない。そして胡廣らの駁では確認できない選挙に於ける請託防止を主張する。張衡が言う如く「一に三府に任」ずる状態を招来した。これはすでに「外は則ち公卿・尚書」として、本来的には、外が公卿、内が尚書であるものが、同質のものとして扱われていたこととも関係しているのであろう。張衡の場合は、よりストレートに三公・尚書主体の選挙に対して批判しているのである。これは言い換えれば、太守・國相による察挙に、三公・尚書が介入すべきでは無いとの意見ととらえることができるであろう。結局、選挙請託は多かれ少なかれ三公・尚書に対してでなければ、太守・國相に対して行われる。左雄の場合、上言の中には選挙請託批判はないが、不適格者を排除するという点で、太守・國相の人選を完全に信用しているというわけではない事がうかがえる。張衡の場合、ある種の巧妙な議論のすり替えによって、選挙請託を批判することで、三公・尚書に介入させるべきでは無いとしている。論点がずれていることから判るように、張衡は地方の有力者や、太守・國相側の立場にたったものであったと見るべきであらう。

なお張衡が批判した、孝廉の本来のあり方である德行を重視すべきとの点については後に改正されている。黄瓊によつて増設された四科である。左雄の孝廉改革では「猶ほ遺す所有る」ことから、他に四科を置くこととなった。孝廉改革自体は、胡廣、張衡の批判があつたが、左雄が死んでも改められることはなかつたことを合わせ考えれば、この四科の増設の目的は、純粹に「遺す所」を補おうとしたにすぎないのであろう。そしてあくまで孝廉のあり方を變えることはなかつた。

黄瓊伝ではこの記事に続けて、尚書張盛による左雄の改革の批判を載せているが、そこではついに三府による課試、尚書に対する「再審査」をやめさせようとした。これは黄瓊によつて食い止められ、三府による課試はその後も継続された。

以上確認してきたように、孝廉改革に反対の立場の者の議論を検討することによつて、何が孝廉改革の本質であつたのかを、より際立たせて示すことができたのではないか。以上、本章で明かにした点をまとめれば次の如くなる。

①陽嘉の孝廉改革の特徴は、従来言われる限年・課試・覆試の三本柱というよりは、限年と課試の二本柱であつた。また限年については付帯条件による「抜けど道」が当初から用意され、それは改革の意義を失わせるものではなかつた。

②いわゆる覆試制については問題がある。尚書臺は覆試
 Ⅱ再試験を行うわけではなく、三公の選挙結果に対する「再審査」を行つていた。

孝廉改革より時がたつにつれて反対者たちの論点が明確になる。すなわち三公府による課試、尚書臺による再審査こそが、問題とされたのであろう。また逆に言えば左雄の改革の目的もこの点にこそあつたのではないだろうか。

第四章、官吏選考

最後に官吏選考について検討する。周知の通り、後漢草創期は、光武帝の方針によつて、宰相府の権限は悉く削られていた。人事権についても同様であつたと思われるが、宰相府たる三公府が、どの段階でこの官吏選考の権限を回復したか、その時期に注目して確認したい。

まずこれまで問題としてきた順帝期は、どういった状況にあつたのか。本紀六「順帝紀」陽嘉元年閏十二月辛卯の詔に、

今刺史・二千石の選、三司に歸任す。其れ先後を簡序し、高下を精覈し、歲月の次、文武の宜、務めて厥の衷を存せよ。

とみえ、刺史・太守の選考は、三公府に委任されていたとされている。三公府への刺史・太守選考の委任については、翌年の災異にたいする対策において、郎顛の議論でも触れられている。加えて、かかる問題について批判的な立場にたつて議論しているのである。この点からみて、三公府へのかかる人事権の委任は、実情を反映しているものとみてよからう。

それでは、一代前の安帝期ではどうであつたか。列伝三六「陳忠伝」に、

今の三公、其の名に當ると雖も而れども其の實無く、選舉誅賞、一に尚書に由り、尚書の任ぜられしこと、三公より重く、陵遲以來、其の漸久し。

と見えており、陽嘉より二十年ほど前には、官吏選考の権限は三公には無かつたが如くである。なお章帝初には上公の太傅及び三公に「尚書の事を録」する権限が付与され、安帝初期には、三公の罷免理由に災異が加わり、順帝初めには、奏事に関与するなどで、徐々に待遇が改善されている。

これを見る限り、早ければ安帝の中頃、遅くとも順帝の陽嘉元年以前には、官吏選考の権限が三公府に回収された

と考えられる。その三公による選挙の手續きは、先に触れた詔に有る如く、「其の先後を簡序し、高下を精覈」であつたり、あるいは「選用あるごとに、輒ち之を掾屬に參せしむ」(列伝二十下「郎顛伝」、または列伝六八「宦者・呂強伝」)にある如く、

三府に選有れば、掾屬に參議し、其の行状を咨り、其の器能を度りて、受試任用し、責めるに成功を以てす。若し察す可きところ無くんば、然る後之を尚書に付す。尚書舉劾し、廷尉に請下し、虚實を覆案し、其の誅罰を行う。

といったものであつた。すなわち、各府ごとに、掾・屬と參議して行状・能力を審査するという手續きである。

掾・屬が三公府による選挙において重要な役割を果たすことは、郎顛伝の段階で確認でき、この頃、すなわち順帝期には、官吏選考をおこない得るに足る機関と化していたことがわかる。

おわりに

以上、考察してきたように、孝廉、辟召、官吏選考とす

べての権限が同時並行的に三公府に回収されているのである。最後に陽嘉の孝廉改革の意義についての見解を示しておきたい。

陽嘉元年の孝廉改革から六年後の永和三（一三三）年、この改革の提案者であった左雄が卒した。しかし少なくとも永嘉元（一四五）年まで、「限年制」の原則は徹底された。陽嘉の孝廉改革後、いくつかの反対が見られるが、主に尚書臺の關係者による反対意見であった。更に言えば、同じ尚書臺の中にあつても黃瓊の如く、賛同する立場もみられ、尚書臺が一体となつた行動とまでは言えない。何より反対者の筆頭こそ僕射胡廣であるが、主導者は官僚層から評判のよくない尚書史敞（註26）であつたと思われる。反対の理由も、外戚・宦官に配慮したものであろうか。

一方、課試制は、その後定着していった点などを見る限り、賛成なり反対なり、明確な行動を示さない大多数の者たちの、一定の支持は得ていたものと考えられる。従来言われる順帝と左雄二人によって推し進められた政策とは考えにくいのではないか。

また左雄の改革の意図は「限年制」、「課試制」、「覆試制」の三本柱ではなく、「限年制」と「課試制」で、中でも左雄が特に意識していたのは「課試制」であつた可能性が高い。特に三府の課試、尚書臺の再審査である。また従来

「再試験」と理解された「覆試制」は、「再審査」の制度である可能性が高い点を指摘した。課試制の導入は、言い換えれば三公と尚書の責任を明らかにすることであり、また事實上、太守・國相の察挙権の幅を狭め、三公・尚書のもとに間接的ではあれ回収する意味があつたといえるであらう。かかる方向性はその後の状況からも傍証し得る。

また同時期に、エリート・コースとしての辟召制が定着しつゝあつた。辟召制それ自体は、以前より存在していたが、高級官僚を輩出する際の最短ルートと化するのは順帝期以降のことである。この辟召の権限は公府にしかない。

郡国孝廉は、本来太守のみが人事権を有するものであつたが、三公の審査・試験をはさむことによつて、事実上、三公が間接的に人事権を有する、とまでは言わなくとも、それに近い形で、被察挙者を規定することができる。それは二通りの意味があり、察挙権を有する太守等が不適格者を察挙することを絶つとともに、被察挙者についてある程度の情報を得ることもなるのである。また辟召の権限はもとより公府にあつた。なお本論ではあまり触れなかつたが茂才（註27）という察挙科目もある。茂才は、三公と刺史に察挙権があり、察挙されれば即座に県令格のポストに遷る。選考の権限は尚書にあつたと思われるが、重要なのは、茂才を察挙する刺史がいかなる方法で選任されるか、という点

である。順帝以降、辟召を経る昇進ルートは、概ね「侍御史↓刺史」となる。すなわち三公府によって辟召された者の中から選ばれるということである。有事の際には侍御史以外からも選ばれるが、こういった場合は三公が適任者を推挙するから、何れにしても三公の審査は、どこかで必ず受けねばならないのである。結果的に、三公府は刺史・太守の人選から、官僚としてのスタートラインである各種の官の人選に直接的な場合もあれば間接的昇な場合もあるが、影響を及ぼすに至るのである。⁽⁸⁾陽嘉の孝廉改革にしても、辟召制の変化にしても、結果的には、人事権は三公・尚書、あるいは三公を頂点とする、中央官僚機構に回収された。左雄がそこまで意図したかは不明だが、「外」である三公を頂点とする官僚体系の中に、本来的には「内」であるはずの尚書が組み込まれることになったわけである。⁽⁹⁾

以上のことから、順帝期は、少なくとも後漢の人事制度上、一大画期であつたと位置づけることができよう。また当然の事ながら、人事制度の変化は、諸々の変化を招来すること疑いなく、後漢史における画期であつたことも想起されよう。さらに言えば、課試は科挙の淵源にあたる。⁽¹⁰⁾課試それ自体は前漢の博士等にもみえ、しばしば科挙の淵源とされる。ただ大多数の官僚の、そのスタートラインにあつて、試験を課すことは、陽嘉の孝廉改革によつて始ま

るのであり、その点に於いても画期とみなすことができるのではないか。

最後に、何故、三公・尚書に人事権を、間接的ではあれ回収する必要性があつたのだろうか。今後の課題としたい。ただ現在の想定を示すならば、それは、和熹鄧后「臨朝稱制」の頃より頻発する地方における大姓反乱、辺境における非漢民族反乱に対して、太守・県令人事においても非常時の人選をすることが多発したり、軍事行動にあつて度遼將軍・使中郎將・護校尉や侍御史・刺史が重要な役割を帯び、⁽¹¹⁾それらの人選に、三公があずかつていたことと密接に関連していると考えている。

注

(1) 順帝期に関する主立った研究は、以下の三者があげられる。まず東晋次は、安帝期の外戚鄧氏に辟召された幕僚と、順帝期の三公・九卿就任者の関係性を指摘する。かつ本稿で触れる孝廉改革については、前後の政治状況を含めて、その意義について深く考察された。詳しくは、『後漢時代の政治と社会』（名古屋大学出版会、一九九五年）参照。当該問題については、「序章 後漢時代史の研究状況と課題」、「第四章 貴戚政治の展開と儒家官僚」及び「第五章 地方社会の変容と豪族」参照。

続いて東の理解を継承した上で、より具体的に和帝・安帝期と順帝期の関係性について言及したのが上谷浩一である。特に和帝期の魯恭に代表される官僚を「刷新派」として位置づけ、川勝義雄の「清流派」、狩野直禎の「礼教派」とに先行する官僚と理解し、これらを精神的継承関係の上に理解した。「後漢中期の地方行政刷新とその背景―後漢殤帝「延平元年の詔」とその周辺―」(『東洋学報』七五―三・四号、一九九四年)を参照。かかる見解の是非、細かな問題については、本稿では特に言及しないが、和帝期・安帝期と順帝期とが関係性を有するとの理解については、基本的には立場を同じくするものである。

また川勝、狩野の「清流派」、「礼教派」については、川勝「第一章 貴族制社会の成立」、「第二章 漢末のレジスタンス運動」(『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年)及び、狩野「第五章 順・質・桓帝期」(『後漢政治史の研究』京都大学学術出版会、一九九三年)参照。

また近年の研究に渡邊将智の見解が挙げられる。渡邊は、安帝親政期に着目し、三代章帝以前の方針への回帰を指摘する。結果的に章帝・安帝と和帝・安帝(親政前)・順帝の統治方針の違い、前者は外戚輔政に消極的であり、後者は外戚輔政に積極的であった点を指摘している。詳しくは「後漢時代の三公と皇帝権力」(『史観』一五六、二〇〇七年)、「後漢安帝の親政と外戚輔政」(『東洋学報』九三―四、二〇一二年)参照。

その他、当該時期の状況及び宦官問題を扱った研究とし

て江幡真一郎「後漢末の農村の崩壊と宦官の害民について」(『集刊東洋学』二二、一九六九年)がある。

(2) 刺史の「行政官化」問題については、小嶋茂稔(『漢代国家統治の構造と展開』汲古書院、二〇〇九年)、特に第二部「後漢における国家統治の構造と特質」参照。

(3) 刺史の「行政官化」問題とも関わるが、漢末に牧伯制が導入され、それは魏晋南北朝における都督制へとつながる。刺史は侍御史より選ばれる事例が多い。また刺史に限らず、度遼將軍・使中郎將・護校尉ら、いわゆる辺境にあたる涼州・并州・幽州の対匈奴・鮮卑・烏桓・羌の軍事司令官であったり、最前線の漢陽太守等の前任官として侍御史が多く見られるようになる。当然、侍御史は辟召制と深い関係にあることから、軍制上の問題を考える際に、辟召制は密接にかかわってくる。本稿でもとりあげる橋玄や种嵩などはその典型的な例であり、石井仁は「西北の列将」として位置づけている。当該問題については石井「魏の武帝 曹操」(『新人物文庫』二〇一〇年、初出二〇〇一年)参照。また漢末牧伯制については同「漢末州牧考」(『秋大史学』三八、一九九二年)参照。

(4) 漢代官僚制に関わる基本的研究は、山田勝芳「中国の官僚制―東アジア官僚制比較研究序説―」(『国際文化研究科論集』一、一九九四年)があげられる。

(5) 福井重雅「漢代官吏登用制度の研究」(創文社、一九八八年)

(6) 特に本文ではとりあげなかったが、その他以下の研究が

代表的なものである。勞榦『勞榦學術論文』甲編（藝文印書館、一九七六年）、鄧嗣禹『中國考試制度史』（學生書局、一九六六年）、安作璋『秦漢官吏法研究』（齊魯書社、一九九三年）、葛俊良『漢朝典章制度』（吉林文史出版社、二〇〇一年）、楊学為總主編『中國考試通史』卷一（首都師範大學出版、二〇〇四年）、楊智福・王興亞『中國考試管理制度』（中州古籍出版社、二〇〇七年）等。

- (7) 黃留珠『秦漢仕進制度』（西北大學出版社、一九八四年）
 (8) 陳茂同『中國歷代選官制度』（華師範大學出版社、一九九四年）

- (9) 閻步克『察舉制度變遷史稿』（遼寧大學出版社、一九九七年）

- (10) 前掲注5福井論著42p-45p。

- (11) 注1東論文。

- (12) 「外戚」について東は「貴戚」の語を用いている。

- (13) 後漢の「辟召」には二種ある。一つは「公府辟召（辟除）」で、上公（太傅・大將軍）及び三公（太尉・司徒・司空）の辟召である。もう一つは「地方辟召（辟除）」で、刺史及び太守の辟召である。何れの場合も、辟主の幕僚となるため、中央官ではない。なお太守の辟召の場合、制度上、所管の刺史府の承認を必要とする（注5福井論著90p-113p）。後漢研究において議論される事の多い「辟召」とは「公府辟召」を指す。

辟召制は、制度それ自体は前漢より続くものである。また選挙請託に絡んで三公の辟召が問題視される事例自体

は、確かに安帝末より存在する（列伝四四「楊震伝」）。その点に於いて東の認識は正しいのだが、しかし第三章、第四章とも関わるが、順帝期において、辟召に対する改革の動きは見られない。とすれば、選挙請託をキーワードとして、孝廉改革と辟召の問題を結びつけることはできない。加えて辟召制の価値の変化に着目するならば、辟召における選挙腐敗の問題については、本論で触れるが、安帝期以前と順帝期以後では意味が異なってくるので、わけて考える必要がある。

- (14) 後漢における刺史・太守の人選は、制度上、三公もしくは尚書がおこなっていた事がわかっている。制度上は三公に掃さるべき権限であろうが、時期によって三公が選挙に関わった事例と尚書が関わった事例がある。

県令・県長人事は少し複雑である。まず孝廉の場合、光祿勳に属する三署（五官・左・右）の郎中となる。その後、光祿勳及び所属の長官の審査を経て推薦された者が昇進する。年齢によって異なるが、県令クラスの千石の地位から県長クラスの四百石・三百石の地位に遷る。選挙については尚書がかかわっている事例が多い。茂才の場合、察举権は三公と刺史のみ有する。察举された時点で、三署郎を経ること無く、県令待遇の地位に就く事ができる。もし刺史・太守・令長に適任者を選ぶことが目的であるとするならば、直接的に効果があるのは、人事権を有している三公・尚書の権限に介入することであろう。

- (15) 渡邊将智「両漢代における公府・將軍府―政策形成の制

度的変遷を中心に」(『史滴』二八、二〇〇六年)、「政策形成と文書伝達 後漢尚書臺の機能をめぐって」(『史観』一五九、二〇〇八年)。及び注1渡邊論文。また「徵召」については注5福井論著でも触れられている。福井・渡邊両氏に共通する指摘であるが、徵召制の隆盛は、後漢中期のことである。ただし徵召はいくつかのパターンがある。基本的に後漢の全時期を通して、徵召された場合は光祿勳「文属」の議郎となり、その後、千石から真二千石の地位に昇進していく。皇帝から詔が下って「對策」し、對策内容が良かった者が徵召される場合や、緊急時、三公に詔が下って人材を選定し、徵召するケースもある。

(16) 前掲注5福井論著「49」p.参照。
(17) 前掲注5福井論著参照。

なお、孝廉・茂才・辟召のそれぞれの昇進モデルを示せば次の如くなる。

【孝廉】

察舉→三署郎(比二百石)→三百石(小県長クラス)→四百石(中県長クラス)→千石(県令クラス)→真二千石(太守クラス)

【茂才】

察舉→千石(県令クラス)→真二千石(太守クラス)

【辟召】

辟召→公府掾→侍御史→刺史・二千石

辟召の研究ではあまり言及されないが、辟召時の年齢を考慮することは重要であると思われる。ただ年齢が判明す

るケースは少ない。もつとも若い事例は胡碩(『蔡中郎集』卷五「陳留太守胡公碑」と孔融(列伝六十)で、ともに三十二歳で辟召されている。ともに靈帝期の事例である。その他、数少ない事例をみるに、概ね四十歳前後である。断定はできないが、この程度の年齢にならなければ辟召対象とはならなかったのではないかと推測される。起家の段階から二千石の地位に至るまでの期間は辟召が最短短であるが、二千石に就任する年齢という点で言えば、孝廉を経た場合と、それほど大差がなかったように思われる。

(18) あるいは漢魏交替という観点から見れば、この辟召制が曹操集団の勢力伸長の一助となつたし、また曹操の司空府丞相府への辟召を通して漢魏交替の基盤が作られた。これらの問題については五井直弘「後漢時代の官吏登用制」辟召について(『歴史学研究』一七八、一九五四年)、矢野主税「漢魏の辟召制研究」(『長大史学』三、一九五四年)、川勝義雄「曹操軍団の構成について」(『東方学報』二二五、一九五四年)、同「魏晋南朝の門生・故吏」(『東方学報』二八、一九五八年)等参照。

(19) 『魏志』卷六「袁紹伝」

(20) 前掲注18論文参照。

(21) 「後漢の三公にみられる起家と出自について」(『東洋史研究』三六、一九六四年)、及び同「漢代の選舉と官僚階級」(『東洋学報』四一、一九七〇年)

(22) 公府掾それ自体も重要な位置をもつ地位である。例えば福永義隆「漢代における尚書と内朝」(『東洋史研究』七一、

二、二〇一二年)においても、三公掾の重要性について触れられている。尚書が皇帝の「喉舌」であるのに対して、三公掾は、三公の「喉舌」であると点を確認するものである。なお氏の論文では、両漢期が対象となっていること、あるいは直接本旨にかかわらない事もあつてか、三公掾が「喉舌」官としての機能を果たしていた時期や、あるいは三公そのものの権限の問題については触れられていない。

(23) 前掲注5福井論著。

(24) 西川利文「後漢の官吏登用法に関する二、三の問題」(『佛敎大学大学院研究紀要』一五、一九八七年)「漢代辟召制の確立」(『屬陵史学』一五、一九八九年)参照。なお西川の辟召理解における三公府の役割、すなわち「人材バンク」として理解する点は、より表現に正確を期す必要があるが、基本的には賛同するものである。ただ辟召に限らず、より巨視的な観点にたつて、三公府の役割を規定する必要があるように思われる。

(25) 紙屋正和「第五編第一二章 後漢時代における地方行政と三公制度」(『漢時代における郡県制の展開』朋友書店、二〇〇九年)

(26) 注1及び注15、渡邊論文。

(27) 注21論文。この昇進ルートの出現と定着の見解についてはその後の研究に於いても肯定的に継承されている。永田・福井両氏は「後漢後期」の事として辟召制隆盛の時期には明言しておられない。西川は事例を網羅的に研究し、辟召それ自体は後漢前期より運用されていると理解している。

ただし後漢前期の事例は、単発的な物であり、かつその後の昇進スピードの違いなどは言及していない。また辟召制と密接にかかわる侍御史人事において、順帝時代に変化があつたことについても言及しておらず、この点を含めて再評価する必要がある。本論においては、概ね永田・福井氏の立場に従う。

(28) 前掲18論文。

(29) 『蔡中郎集』の卷数は四部叢刊所収の蘭雪堂本に従つた。テキストは、蘭雪堂本を底本に、『蔡中郎集 忠経逐次索引』(商務院書館、一九九八年)を参考にした。なお「橋」字は「喬」字とされる場合があるが、『後漢書』に従い「橋玄」で統一した。

(30) 上公は宰相たる三公よりも上位の官である。上公にあたるのは太傅と大將軍のみで、ともに常設の官ではない。

(31) 「大將軍梁公舉府」は梁商と梁冀の可能性が考えられる。「羌夷匪茹、震躍隴漢」は、本紀六「順帝紀」陽嘉三(一三四)年條に見える、

秋七月庚戌、鍾羌寇隴西・漢陽。

を指すのであろう。同年十月にこれを破つた記事が見えるが、鍾羌の反乱はすでに順帝の永建元年より恒常化しており、またその後も戦闘は継続されていたことが本紀から確認できる。大將軍は梁商を指し、この後に辟召されたものと思われる。

(32) 列伝四六「种嵩伝」。なお公府に辟召された後、公府掾となる。公府掾から高第に挙げられ侍御史に遷る期間は人

によつて異なる。短ければ一年に満たず、長ければ数年公府掾に留まることもある（列伝三八「應劭伝」）。

(33) 列伝四四「楊震伝付楊秉伝」。

(34) 『後漢書』は、前半期と後半期に、拠つたと思われる史料に変化がある、もしくは「東觀漢記」の性質上、時期によつて書き方がかわることもあつてか、後漢前半期の人物の伝には、経歴が省略されているケースも多い。明らかに辟召され「掾屬→侍御史」というコースを経て三公に至るケースも見られる。ただ当該期全体の中では少数であり、かつ本文でも言及したが、侍御史や刺史、あるいは掾・屬が、本来の職掌に加えて、制度的に重要な意味を持つに至るのは安帝・順帝期のことである。

(35) 櫻井芳朗「御史制度の形成（上・下）」（『東洋学報』二二・二・三、一九三六年）及び竹園卓夫「後漢安帝以後における刺史の軍事に関する覚え書き」（『集刊東洋学』三二、一九七七年）参照。

(36) これら漢の制度的規定では「掾・屬」とされるが、現存する事例のすべては、公府掾が高第に挙げられて侍御史となるものばかりである。もとより屬の辟召事例はきわめて少ない。正確には「公府掾屬」とするより、「公府掾」から侍御史が選ばれていたとするほうが正しかろう。なお「屬」の事例は「漢故鴈門太守鮮于君碑」に見えるが、掾の場合とは異なつたルートを辿る。

(37) 蔡質は伝が無く、経歴は不詳。蔡邕の叔父であり、制度に関する知識は豊富であつたものと思われる。なお衛尉は

九卿、大臣の職である。

(38) 司馬彪の『續漢書』の百官志である。もともと范曄『後漢書』には志が無い。後に劉昭によつて『續漢書』の志が組み込まれた。ただ現行『後漢書』に、この記事は見えないので、『太平御覽』より引用した。

(39) 宰士とは三公の掾屬のことである。他に、「陪隸」との表現（列伝六四上「袁紹伝」）も見える。侍御史の秩石は六百石で、掾屬は比四百石から二百石である。一方刺史・議郎は六百石、太守に至つては真二千石であり、「他選を絶」つて以降は、秩石の下ものが上の地位に昇進すると
いう形態となつた。

(40) 衛宏『漢舊儀』。

(41) 本紀六「順帝紀」陽嘉元年閏十二月辛卯條。

(42) 注5福井論著。

(43) 注5福井論著296。

(44) 丙辰、以太學新成、試明經下第者補弟子、增甲・乙科員各十人。除郡國耆儒九十人補郎・舍人。（本紀六「順帝期」）

順帝紀では、陽嘉元年七月條に記事がある。ただし同年七月の朔は丙子であり、丙辰の日は存在しない。丙辰記事の後、九月條となるので、八月の記事と思われる。あるいは「八月」字の脱落か。

(45) 所謂、儒家官僚と法家官僚。注5福井論著の指摘する通り、前漢武帝以降も、また後漢でも、孝廉の察舉対象となるのは、儒家官僚だけとは限らず、その割合は半々であつ

たと思われる。「諸生」、所謂儒家的教養をもった者は、その「家法」、すなわち家学によって課試され、法家的官僚とされる「文吏」は、文書行政上の事務知識が審査された。(46) 注5 福井論著 108p では、この記事を引いて州の茂才科のこととして理解している。しかしこれは、察舉科目の「茂才」ではなく、一般的に理解されるような、特別有能な者といった意味であろう。

(47) 列伝二二「樊宏附樊儵伝」永平元年條。

(48) 邢義田「東漢察舉孝廉の年齢限制」、『秦漢史論稿』甲部四、東大図書館、一九八七年。

(49) 注1 東論文。

(50) その他の察舉科目の課試への流れについては、注6、楊学為論文等参照。

(51) 列伝三四「胡廣伝」

(52) 『初學記』卷一一「侍郎郎中員外郎」項に、

漢官曰「尚書郎、初從三署郎選詣尚書臺試。每一郎缺、則試五人、先試箋奏。初入臺、稱郎中、滿歲稱侍郎。」と見える尚書郎選定の際の基準からすれば、胡廣の事例はこれに該当する可能性がある。

(53) 例えは列伝八十下「文苑・高彪伝」には、
後郡舉孝廉試、經第一、除郎中。

と見え、靈帝期にも課試の事例が見える。また限年制については、『魏志』卷二「文帝紀」黃初三年正月庚午條に見える詔によって、制度上廃止された。しかし課試制自体は廃止されることはなかった。

(54) 三署郎。三署は五官署・左署・右署で光祿勳に属する。孝廉に察舉されたものや、任子等に与えられる郎中も、この三署に配属される。五官署に限って孝廉郎で年五十以上のの規定がある(『漢官』及び『漢官儀』等)。

(55) 吉川忠夫「後漢書」第7冊 列伝五(岩波書店、二〇〇四年、405p-406p)では胡三省説、惠棟説を紹介した上で、「惠棟の『後漢書補注』は、端門において「覆試する(再度試験する)」ことだとする。本巻の黃瓊伝を参照すれば、惠棟の説が正しい」としている。

また渡邊義浩「全譯後漢書」第一六冊(汲古書院、二〇〇六年、19p, 21-22p)では、当該箇所を「副本を(宮殿の正南門である)端門に納め(再度試験を行い)、彼らの(能力の)虚実を熟知し、それにより優れた才能を見出し、それにより風俗を美しくいたしましたしょう。」と訳している。副本を端門に納めるとするが、それを「再度試験」を行ったことと解している。

(56) 答案か。あるいは第四章でふれる官吏選考の際の手続きとあわせて考えるならば、答案に行状を含めたものが、最低限提出されているであろう。

(57) 前掲注9 閣論文では、「副」は「覆」字の誤りであるとしている。黃瓊傳の「覆」字を重視したものである。『後漢紀』当該箇所では「覆」となっており、考慮する必要があるであろう。ただ「副」にしても「覆」にしても、「再審査」か「再試験」かの問題には関わらない。

(58) 列伝五一「左雄伝」注引、謝承「後漢書」

(59) 陳蕃と李膺は黨錮に絡んで処刑された人物である。陳璜は黨錮後、光和二年に刑死するが、陳蕃、李膺と同じく宦官に対して批判的であった。

(60) 蔡邕「獨斷」によれば、漢代群臣の文書形式には四種あった。本来ならばその一つの「駁議」の事とも思われるが、通常、「後漢書」で記される場合は「議」の字が使用される(渡辺信一郎「天空の玉座」柏書房、一九九六年)。また「獨斷」に見える「駁議」の書式にしても、「某官某甲議以爲」より始まり、「臣愚憚議異」と締めくくる。「後漢書」及び「後漢紀」等ではこの部分は省略されているが、必ず「某官某甲議以爲」の部分は「議曰」と省略されるため、駁議ではないものと思われる。なお群臣の文書形式の四種は、何れも公卿以下、主に「内」や「中」と称される官を除いた者たちの文書形式である。この「駁議」にしても「其有疑事、公卿百官會議、若臺閣有所正處而獨執意、曰駁議。」とある事から見ると、胡廣らの駁は一般の駁議とは異なった、尚書臺内における議論であったのか。一般的な公卿以下百官との、政策決定に関するプロセスとは異なっているように見受けられる。

(61) 永田英正「漢代の集議について」(『東方学報』四三、一九七二年)

(62) 注I東論文。

(63) 注60、通常の駁議について参照。

(64) この時の対策は、李固の他、馬融・張衡・郎顛などが確認できる。この際、孝廉改革および官吏選考の現状手続き

について、批判をしているのが張衡・郎顛であった。天下第一とされた李固の対策では、これらの問題については言及していないし、批判的ではなかった。

(65) 列伝五三「李固伝」陽嘉二年対策。

(66) 列伝五一「黄瓊伝」。

(67) 黄瓊伝において「覆試之作」として表現される「覆」は、官吏選考関係の史料に多く見られる「覆案」の「覆」であろう。

(68) 当初は大司馬・大司徒・大司空の三公制であった。建武二十七年(五一)年、五月丁丑(一一)以降、太尉・司徒・司空の三公制となった。

(69) 列伝二十下「郎顛伝」陽嘉二年正月條の上言および対策。

(70) 本紀三「章帝期」永平十八年十月丁未條。

(71) 列伝三四「徐防伝」。

(72) 本紀六「順帝期」永建元年九月辛亥條。

(73) 「後漢紀」卷二四「中平元年三月壬子條」呂強附伝」では、舊選舉委任三府、尚書受奏御而已、各受試用、責以成功。功無可察、以事付尚書、尚書乃覆案虛實、行其罪罰。於是三公每有所選、參議掾屬、咨其行狀、度其器能。

となっており、「掾屬に參議」し「其の行狀を咨」るようになるまでに、段階を踏んでいたことがわかる。本論でも触れたが、三公が選挙に預かる契機となったのは、陽嘉元年頃とみてよく、ここで言う「舊」の時期は順帝期を指すものであろう。

(74) 注1東論文。

(75) 列伝五四「史彌伝」。

(76) たとえば列伝五三「李固伝」に、順帝末の事として次の語を載せている。

先是周舉等八使案察天下、多所劾奏、其中並是宦者親屬、輒爲請乞、詔遂令勿考。又舊任三府選令史、光祿試尚書郎、時皆特拜、不復選試。固乃與廷尉吳雄上疏、以爲八使所糾、宜急誅罰、選舉署置、可歸有司。帝感其言、乃更下免八使所舉刺史・二千石、自是稀復特拜、切責三公、明加考察、朝廷稱善。

これは孝廉の察舉もしくは令・長の選考ではなく刺史・二千石人事について述べられており、刺史・太守・國相人事に問題があつた際、「切に三公を責め」る。

(77) 公府は上公も含まれる。ただし現在収集し得る事例から、太傅・大將軍・太尉・司徒・司空のうち、太傅府辟召のみ存在しない。これは常設の官でなかつたことが関係しているのであらうか。なお太傅府に辟召対象となる掾が存在することは確認できる。「蔡中郎集」巻四「胡公碑」には、掾として、王允・畢整等の名があがっている。

(78) 官吏選考の権限は順帝期には三公府に回収されるが、孝廉に察舉された郎官が次のステップにうつる際の選考には関与しない。適格者の人選(課試)は尚書郎人事と同じく光祿勳および三署の長官(五官・左・右中郎將)によって行われ、配属先の決定は尚書がおこなっていたようである。

(79) 茂才についても前掲注5福井論著に詳しい。

(80) 辟召およびその後の昇進のルートであれば、その後の経路のほとんどで、選考に三公が直接関与する。孝廉のルートであれば、初期は間接的に、その後、重要な官職に遷る際に、三公が直接関与する。

(81) 一体として扱われるのは、はやくは李固の対策に見える。(列伝五三「李固伝」)

(82) 孝廉も含めた諸々の察舉科目の課試への流れは、前掲注6「中國考試通史」等でも触れられている。

(83) 和帝の皇后鄧氏のこと。死後、殤帝期及び安帝期の長きにわたって「臨朝稱制」の状態にあつた。

(84) 軍事行動をとまなう有事の際の刺史・侍御史の派遣については注35論文参照。

【補記】 本稿脱稿後、渡邊将智「後漢の皇帝支配体制と政治制度の構造」(早稲田大学出版部・早稲田大学モノグラフ六五、二〇一二年)が出版された。本論で取り上げた論文も収められている。あわせて参照されたい。